茨城県地球温暖化防止活動推進員委嘱等要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地球温暖化防止の取組を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき知事が委嘱する茨城県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の委嘱の手続その他推進員に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進員の活動等)

- 第2条 推進員は、法第23条第2項に規定する活動のほか、主に日常生活から 排出される温室効果ガスの抑制を目指し、県民が地球温暖化防止のための行 動を実践するように啓発を行うものとする。
- 2 推進員は、その活動の状況について、別に定める活動状況報告書(様式1)により、活動の都度又は年度末に一括して県に報告するものとする。

(推進員の資格等)

- 第3条 推進員は、地球温暖化防止のための活動に熱意と知識を有し、地域に おいて活動できる者で、市町村の推薦を受けた者とする。
- 2 前項の推薦は、茨城県地球温暖化防止活動推進員推薦書(様式2)によるものとする。

(選考及び委嘱)

第4条 推進員は,前条第1項の資格を有する者の中から,茨城県生活環境部環境政策課長が選考の上,知事が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 推進員の委嘱期間は、2年とする。ただし、同期間は委嘱する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。なお、再委嘱を妨げない。

(推進員の活動上の義務)

- 第6条 推進員は,推進員であることを利用して,営利活動など,推進員としてふさわしくない行為をしてはならない。
- 2 推進員は、その活動において、知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱 が解かれた後も同様とする。
- 3 推進員は、その身分を証する茨城県地球温暖化防止活動推進員証(様式3)を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(委嘱の解除及び取消)

- 第7条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解く ことができる。
 - (1)本人から辞退の申出があったとき。
 - (2)推進員としての活動が困難になったと認められるとき。
- 2 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。
 - (1) 第6条に定める推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

- (2) その他推進員としてふさわしくない行為が認められるとき。 (経費の負担等)
- 第8条 県は、推進員が行う活動に係る経費を負担しないものとする。ただし、 県が特別に認めるときは、この限りでない。

(委嘱簿の公表)

第9条 県は,推進員の氏名その他必要な事項について委嘱簿を作成し,広く 一般に公表するものとする。

(事務取扱)

第10条 この要項に関する事務は、茨城県生活環境部環境政策課が行う。

付 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成17年5月26日から施行する。

付 則

この要項は、平成18年3月10日から施行する。

付 則

この要項は、平成20年2月21日から施行する。

付 則

この要項は、平成21年3月4日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年1月19日から施行する。ただし、この要項の施行前にした委嘱については、なお従前の例による。

茨城県地球温暖化防止活動推進員活動状況報告書

茨城県生活環境部環境政策課長 殿

記入日:平成 年 月 日

推進員 氏 名:

市町村名:

(活動期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日)

1 活動内容(必要な場合は資料を添付してください。)

年月日	活動内容	場所	対象人数	備考

2 活動に関しての自由意見

茨城県地球温暖化防止活動推進員推薦書

							午	月	Ħ
フリガナ				生年月日	明大	昭 平	年	月	日
氏 名				男・女	年	齢			才
	(〒	_)						
住 所	電纸平片	1.	(D	۸V	(\		
	電話番号 名 称	7		Γ	AX)		
勤務先		(〒)					
<i>3</i> 37 70	所在地	,		,					
●終业十	1	電話番号		ショフ トラフィ		()		
● 談 ∃ 9県が実施す			坐行寺で	記入してくが	<u> </u>				
ジ講座修了 (卒業年度	の有無)	有	コース名:				(年度)	無
市町村が実 動人材の育			講座名:						無
講座修了の		.,							,,,,
環境関係の	資格等の有	「無 有	資格名:						無
環境教育・ わった経歴		二携 有	経歴:						無
県、市町村 球温暖化防 ト等への参	止関係イヘ		イベント名	i :					無
●地域に	おける地球	求温暖(に関する実施	漬				
(個人とし	ての活動)								
(団体等に	おける活動	動)							
上記の	者を茨城	以県地球	温暖化防	i止活動推進	員に推	薦いたし	ます。		
茨城県	知事		殿						
2, 7,7,7,1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		""	(住所)					
				(市町村長)			~-	
								印	

茨城県地球温暖化防止活動推進員証

住所

氏名

上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律 第23条第1項の規定に基づく茨城県地球温暖化防止活動 推進員であることを証します。

(委嘱期間: 年月日~年月日)

平成 年 月 日交付 茨城県知事 印